

(1.4.5) 応急手当が出来る者の確保とその証明

美味しまねゴールド生産工程管理基準 1.4.5より抜粋

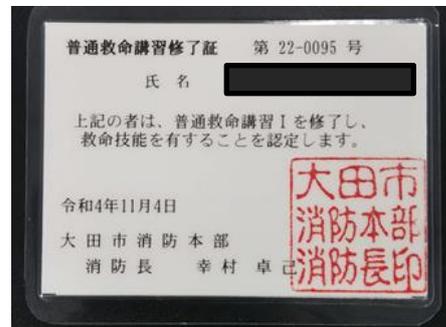
②労働安全の責任者は、下記に取り組んでいる。

- 4) 農場内に応急手当ができる者を確保しており、その者が**応急手当の訓練を受けていることを証明できる。**

一般に、救急車を呼んでから現場に到着するまでには、全国平均で約8分、最低でも約6分かかると言われています。農場内外で誰かに緊急事態が発生した場合、救急車が到着するまでの間、その人の命をつなぎとめるための応急手当の方法を身につけましょう。

■どんな講習を受ければ良いの？

県内各消防署で開催される普通救命講習を受講し、応急手当の方法を学びましょう。普通救命講習Ⅰは3時間のプログラムで、応急手当の必要性・心肺蘇生法（成人）・AED（自動体外式除細器）の使用方法・救急車の呼び方・止血法等を学ぶことができます。



※なお、普通救命講習は救命技能を忘れることなく維持向上するために2～3年間隔で定期的に講習を受講することが望ましいとされています。

○問い合わせ先：県内各地域消防本部

普通救命講習を受講できなかった場合は、総務省消防庁の「応急手当WEB講習」を受講することも出来ますが、応急手当WEB講習を受講しただけでは‘応急手当が出来る者を確保している’とは言い難いので、なるべく早めに普通救命講習を受講しましょう。

- URL：<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/index.html>
- もしくは、【応急手当 web 講習】で検索

【問い合わせ先】

産地支援課美味しまね・GAPスタッフ

TEL:0852-22-6011

E-Mail:oischimane@pref.shimane.lg.jp

★美味しまね認証 HP <http://www.oishimane.com>

